

令和 7 年度実施
専門職大学分野別認証評価報告書
(リハビリテーション分野)

和歌山リハビリテーション専門職大学
健康科学部 リハビリテーション学科
理学療法学専攻／作業療法学専攻

令和 8 年 3 月

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

目次

I	分野別認証評価結果	1
II	領域ごとの評価	2
	領域Ⅰ	2
	領域Ⅱ	5
	領域Ⅲ	15
	領域Ⅳ	18
	領域Ⅴ	24
III	意見申立ておよびその対応	28
	【別紙】認証評価委員会	29
IV	参考資料	30
	※自己評価書の現況、特徴、目的・目標ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています	

I 分野別認証評価結果

和歌山リハビリテーション専門職大学 健康科学部リハビリテーション学科 理学療法学専攻ならびに作業療法学専攻は、専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合しています。

【判断の理由】専門職大学評価基準を構成する 22 の基準をすべて満たしている。

- 主な優れた点として、次のことがあげられます。
 - 特にありません。
- 主な特色ある点として、次のことがあげられます。
 - 和歌山県あるいは近隣地域の企業等への就職が特色となっています。
 - 和歌山市や近隣地域の医療機関・福祉施設と連携した地域貢献に特色があります。
- 主な改善が望ましい点として、次のことがあげられます。
 - 学生・卒業生のアンケートでは、「学修成果」を推測できるような形とする工夫が望まれます。
 - 学修ポートフォリオ（または、学修ポートフォリオに替わる学修支援）の実施と、その分析結果に基づく改善策の策定や、改善による効果等の検証が望まれます。
- 改善を要する点として、次のことがあげられます。
 - 全ての評価項目について、根拠資料・データが不足あるいは不適切となっており、今回の認証評価を参考として、日常からの根拠資料・データの収集・分析の推進に留意ください。
 - 自己評価書と提出資料との間に一貫性が不足しており、内部質保証の中核となる部分の裏付け資料が不足しています。
 - 改善の取組に対する効果判定が、ほとんど行われていません。少なくともそれに関する記述がほとんどありません。すなわち、多くの資料が「存在の証明」にとどまり、運用の証拠が不足しています。
 - 設置間もない大学に共通する課題ですが、内部質保証の文化（①記録を残す文化、②データを分析する文化、③改善を共有する文化）がまだ十分には育っていないように見受けられます。内部質保証とは、「書類を整えること」ではなく、日常的に改善のサイクルを回す文化を育てることです。

Ⅱ 領域ごとの評価

領域Ⅰ 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的および学修

基準Ⅰ-1 専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとしている人材像および個性・特色が明確に示されていること。

【評価結果】 基準Ⅰ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。

・教育の理念、目標、育成しようとする人材像が、期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

和歌山リハビリテーション専門職大学（以下「この専門職大学」とよびます。）は、2021年（令和3年）度に設立され、健康科学部リハビリテーション学科に理学療法学専攻（修業年限4年、入学定員40名）および作業療法学専攻（修業年限4年、入学定員40名）が設置されています。

この専門職大学は、①すべての人が「いつまでも うつくしく輝いて生きる」（Live Longer Better）ことを持続的に可能にする社会の創生に必要なプロフェッショナル人材の育成、②和歌山を未来に繋ぐための地方創生の二点を建学の理念として掲げています。

教育理念としては、現実の中に理想を追求する人材の育成、己に徹して他人のために生きる人材の育成が示され、教育目的として、明日の社会を視野に入れた新しいリハビリテーション医療教育の創造、リハビリテーションの専門的知識と技能、実践力、創造力を活かした地域創成への貢献、新しいリハビリテーション医療の研究が学生便覧に明示されています。育成する人材像については、専攻ごとにホームページに記載されています。

自己評価書に記載された教育目的では、「実践的かつ創造的な能力を発揮できる理学療法士・作業療法士の育成」が強調されていますが、新しいリハビリテーション医療教育の創造、リハビリテーションの専門的知識と技能、実践力、創造力を活かした地域創成への貢献や、新しいリハビリテーション医療の研究等についても貢献することが望まれます。

さらに、専門職大学を設置する一般的な目的は記載されていますが、この専門職大学としての独自の理念や使命などの特色についても社会に向けて発信することが望まれます。

基準Ⅰ-2 【重点評価項目】専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている人材育成がなされていること。

【評価結果】 基準Ⅰ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-2-1 単位修得・修了状況、資格取得等の状況から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
- ・標準修業年限内の修了率および「標準修業年限 × 1.5」年内修了率（過去5年分）を確認する。
- ・専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

理学療法専攻の入学者および進級率は、2021 年入学者 28 名（休学 1 名、退学 2 名）、2022 年入学者 25 名（89.3%）、2023 年入学者 25 名（100%）、2024 年入学者 25 名（100%）卒業 17 名（68.0%、留年 5 名、退学 3 名）でした。作業療法専攻の入学者および進級率は、2021 年入学者 6 名（退学 1 名）、2022 年入学者 5 名（83.3%、休学 1 名）、2023 年入学者 4 名（80.0%）、2024 年入学者 4 名（100%）卒業 3 名（75.0%）でした。標準修業年限での卒業者は 20 名〔理学療法専攻 17 名（61%）、作業療法学専攻 3 名（50%）〕でした。留年の理由は、学業不振（4 名）と実習未達成（1 名）でした。

2021 年入学者 34 名のうち標準修業年限での卒業者は 20 名（約 59%）であり、理学療法士・作業療法士とも、国家試験では初年度の受験者全員が合格しています。2021 年入学者 34 名のうち、標準修業年限での卒業者が 20 名となった要因分析と対応策が行われています。要因としては、①開学初年度の教育体制・学生支援体制が成長途上であったこと、②基礎学力、学修習慣に課題を抱える学生の存在、③個別事情（健康、家庭事情、実習適応）の影響があります。これに対する対応策は、①早期アラート（Early Warning）制度の導入、②個別面談・補講の体系化、③実習前の到達度評価の導入、④メンタルヘルス支援体制の充実、⑤国家試験に向けた計画的支援等の改善が図られています。改善後は、基礎科目の単位習得率、実習の到達度、休学・留年の発生率などが年次的に改善しています。

I-2-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

授業評価アンケートは 2021 年度後期より実施されています。2024 年度後期アンケートの回収率は全体で 61%ですが、学年による差が大きく、特に 2 年生は 45%にとどまっています。この学年差への対応や、回収率向上に向けた具体的な取組が求められます。

2024 年度授業評価アンケートでは、「授業内容への関心」「授業の分かりやすさ」「教員の熱意」など、学生の満足度や教員の授業方法に関する項目は 5 段階中 4.2 以上となっています。しかし、この調査から明らかになるのは主として「情意面」の観点であり、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」の観点については明確ではなく、学生の学修成果の向上を確認するために、学生の意見聴取や学修ポートフォリオなど、学修成果を推測できる根拠資料・データの収集が求められます。

わが国の多くの大学では、学修ポートフォリオを活用した学修支援が実施されています。この専門職大学においても学修ポートフォリオ（または、学修ポートフォリオに替わる学修支援）の実施と、その分析結果に基づく改善策の策定や、改善による効果等の検証を期待します。

2024 年度のアンケート調査報告書には、「個々の授業内容の改善、カリキュラムの見直しなどに取り組むべきである。」「理解度はどう変化が起きているかをフォローしていくことが肝要である。」と記載されていますが、具体的かつ組織的な取組が期待されます。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。

・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

令和 7 年 3 月に卒業した第 1 期生は、就職を希望した全学生が医療・福祉領域の専門職として就職しました。訪問調査において提出されて「就職先一覧」により、就職先・進学先の状況や就職率・進学率が、この専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に照らして妥当なものであると判断します。特に、和歌山県あるいは近隣地域の企業等への就職が特色となっています。

また、卒業できなかった学生（国家試験を受験していない学生）は、留年して再度の受験に備えています。

I-2-4 卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。

卒業生アンケート（令和6年度実施、回答率60%）では、回答者全員が急性期・回復期医療機関に就職しており、臨床実習で培った実践力や多職種連携を意識した学びが現場で有効に活用されています。自由記載欄にも、「臨床実習での経験が役立っている。」「患者の立場に立って考える姿勢を学べた。」などの肯定的な意見が寄せられています。

このアンケートは、教育内容に関する満足度に焦点が当たっており、卒業生の「学修成果」を確認するには十分ではありません。自由記載欄には「臨床実習での経験が特に役立った。」「国家試験勉強へのサポート体制をさらに充実させてほしい。」「治療技術や実技演習の機会をもっと増やしてほしい。」「患者様の立場に立って考える姿勢を学べた。」などの意見が見られ、リハビリテーション分野に求められる学修成果が一定程度あがっているものと推察できます。

卒業生アンケート結果報告書の「今後の改善点」として、

- ・講義内容の改善：アクティブ・ラーニングや最新知見の導入による授業改善
- ・国家試験支援の強化：学修計画指導や模擬試験対策の体系化
- ・実技・実習の充実：臨床現場に直結する技術練習機会の拡大
- ・教育効果の定期的検証：卒業生フォローアップ調査を継続的に実施し、教育の質保証に資する

が示されていますが、改善策の実施状況および取組に対する具体的な効果の検証は行われていません。

第1期生が卒業したばかりで、雇用者へのアンケートについては未実施ですが、この専門職大学の学修成果や人材育成の状況を評価する上で必要な情報であり、今後の実施を期待します。卒業生アンケートの「6. 考察」には「教育課程の見直しや支援体制の強化」と記載されていますので、次年度における具体的な取組を期待します。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅰを満たしている。**」と判断します。

領域Ⅰの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 和歌山県あるいは近隣地域の企業等への就職が特色となっています。

【改善が望ましい点】

- 卒業生アンケート教育内容に関する満足度に焦点が当たっており、卒業生の「学修成果」を確認するには十分ではありませんので、工夫が望まれます。
- 学修ポートフォリオ（または、学修ポートフォリオに替わる学修支援）の実施と、その分析結果に基づく改善策の策定や、改善による効果等の検証が望まれます。
- 雇用者へのアンケートの実施が望まれます。
- 卒業生アンケート結果報告書の「今後の改善点」に対する対応が望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 卒業認定・学位授与方針が、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。

・卒業認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示していることを確認する。

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、ホームページや学生便覧において、理学療法学専攻および作業療法学専攻ごとに、①人間性と倫理観、②専門的知識・技能と実践力、③多職種連携と柔軟な対応力、④創造的・応用的に学び続ける姿勢、⑤地域貢献への探究心・研究心の5項目が示されています。これらの項目から、「命の大切さを基本とした職業倫理観を備え、クライアントの実態を的確に把握し、生活の質の向上に貢献できる専門職業人の育成」が具体的かつ明確に策定されています。

基準Ⅱ-2 リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした倫理観を身につけ、他の医療職と協調しつつクライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。

・教育課程の編成および実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させるものとなっているかを確認する。

両専攻ともに、①人間性と倫理観、②専門的知識・技能と実践力、③多職種連携（他分野の知識等とも結びつけて）と柔軟な対応力（新たなアイデア）、④創造的・応用的に学び続ける姿勢（教育研究、起業等）、⑤地域貢献への探究心・研究心の5項目のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に対応して、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）が整合的に作成されています。これらは、カリキュラム・マップによって、カリキュラムの流れと学修内容との関係性が可視化されています。

自己評価書に記載されている「授業評価アンケート調査報告書により毎年授業の在り方など提案がなされ、必要に応じて教育課程の改善に取り組めるよう準備している。」という内容について、「毎年授業の在り方など提案」および「教育課程の改善」の具体的な取組を期待します。

Ⅱ-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
・教育課程の編成および実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

この専門職大学のカリキュラム・ポリシーは、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針（学生便覧および各科目のシラバスに記載）、③学修成果の評価方針（各科目のシラバスに目的・達成目標・評価方法・留意点として集約）という構造で示されています。

基準Ⅱ-3 協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたりハビリテーション専門職の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令に適合するものであること。

【評価結果】 基準Ⅱ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-3-1 生命・職業倫理、コミュニケーション論、情報リテラシー、基礎的な外国語・科学科目等を学習する基礎科目および基礎・臨床医学、臨床実習、保健医療福祉等を学習する職業専門科目が展開されていること。これらの基盤の上に、共生社会の展開・実践、身体障害への支援（生活の質の改善・向上）、組織の経営・マネジメント等を学習する展開科目および総合的学習を促進する総合科目が展開されていること。
・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
・実務に必要な専門的な知識、専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するように適切に編成されていることを確認する。
・共生社会の展開・実践に関する科目、身体障害への支援システムに関する科目、組織の経営・マネジメントに関する科目等（展開科目）が有効に展開されていることを確認する。
・学修内容を統合指導するゼミ等（総合科目）が有効に展開されていることを確認する。
・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針や関係法令等に則して編成されていることを確認する。
・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

開講科目およびカリキュラム・マップからは、生命・職業倫理、コミュニケーション論、情報リテラシー、基礎的な外国語・科学科目等を学習する基礎科目、および基礎・臨床医学、臨床実習、保健医療福祉等を学習する職業専門科目が展開されている。さらにこれらの基盤の上に、共生社会の展開・実践、身体障害への支援（生活の質の改善・向上）、組織の経営・マネジメント等を学習する展開科目および総合的学習を促進する総合科目が展開されています。

1年次では基礎科目や専門基礎科目が配置され、学生の初期能力を整える構成となっています。2年次以降では職業専門科目が配置され、専門的知識と実務能力の強化を図っています。展開科目では、多職種連携や生活支援、地域マネジメントに関する知識を深める科目が設置され、4年次には総合的学修を目的とした科目群が配置されており、全体として段階的かつ統合的な学びの体系が確立された教育課程となっています。

以上の教育課程の編成は、専攻ごとにカリキュラム・マップが示されており、授業科目の内容・水準は体系的かつ適切であり、設置基準および関連法令に適合しているものと判断できます。

Ⅱ-3-2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が展開されていること。

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が開設されていることを確認する。

理学療法士、作業療法士の資格取得に必要な授業科目が展開されています。2020 年入学生から適用されている指定規則の改正により追加されたカリキュラムである「栄養、薬理、画像、救急救命、予防等の基礎」「リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む）」「地域包括ケアシステム」「多職種連携の理解」「職場管理（教育を含む）」「職業倫理」「画像評価」「喀痰等の吸引」「臨床実習前の評価」「臨床実習後の評価」についても開講されています。

以上より、専門職大学設置基準（文部科学省）および理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（厚生労働省）を満たし、理学療法士・作業療法士の資格取得に必要な授業科目が展開されています。

Ⅱ-3-3 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

- ・各授業科目の到達目標が専門職大学に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

各授業科目のシラバスの作成方法が、組織的に定められています。シラバスには、教員の実務経験、目的、達成目標（ディプロマ・ポリシーとの関連性は記載なし）、授業計画、評価方法（主に定期試験にて判断する。実技試験の実施は未定。」等）が示されています。

理学療法士および作業療法士の国家資格取得に必要な授業科目は、厚生労働省の理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき体系的に展開されており、必要な知識と技能を段階的に修得できるカリキュラムが編成されています。また、3～4 年次に臨床実習を履修することで、臨床現場に即した応用力や実践力が育成されています。

以上から、段階的・体系的な授業科目の履修という観点からは適切な水準であり、到達目標に即した教育課程となっていると判断できます。

Ⅱ-3-4 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

- ・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

学生が自身の学修の流れや意義を正しく理解できるよう、1 年次から 4 年次までの学修内容の系統的展開を示す教育課程表、履修モデル、カリキュラム・マップなど、段階的かつ体系的な教育課程の構成を明示した資料が整備され、学生便覧や履修要項などを通して学生に周知されています。その結果、各年次でどのような力を身に付け、どのように専門職として成長していくかが視覚的に理解できるようになっており、学生が教育課程の構造を把握しながら計画的かつ段階的に学修を進められる工夫がなされています。このことから、段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていると判断できます。

「2025 新入生ガイダンス予定表」からは、教務ガイダンスが 90 分間実施されていることを確認しました。また、「年間スケジュール」では、2 年生・3 年生に「在校生ガイダンス・履修登録」が組み入れ、4 年生には「臨床実習ガイダンス」が設定されていることが確認できます。

基準Ⅱ-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、リハビリテーション分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-4-1 臨地実務実習について、病院や診療所等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。

- ・臨地実務実習先の決定方法や実習内容を確認する。
- ・臨地実務実習の成績評価結果を確認する。

臨地実務実習として、「見学実習」（1年次前期5日間、実習前ガイダンス半日3回、見学実習報告会1日）、「体験実習（前半）」（2年次前期5日間・通所／訪問リハ、事前・事後授業あり）、「体験実習（後半）」（2年次後期5日間・理学療法体験）、「理学療法評価実習」（3年次・4単位）、「理学療法総合臨床実習」（4年次・16単位）について、シラバスが整備され、実施および評価が行われています。また、「学校法人 響和会 和歌山リハビリテーション専門職大学 理学療法学専攻臨床実習水準表」および「臨床実習評価マニュアル」には、評価チェック項目が記載されています。

臨地実務実習の管理運営については、教育的意義を明確にした上で、施設選定から内容設計、成績評価までを組織的に実施しています。実習施設は、理学療法士・作業療法士養成の指導体制が整い、教育的支援が可能な病院・診療所・施設を選定し、事前に施設見学や指導者会議を行っています。指導者については「指定講習」修了の確認を行い、長期講習や認定資格、病院機能評価などの情報も聴取し、質の高い実習環境が整備されています。実習の学修成果は教育課程の目標に基づき三者評価方式により評価され、実習中には教員が訪問や相談対応を行い、進捗状況の把握と支援に努めています。

以上から、臨地実務実習の管理体制は整備され、リハビリテーション分野の人材育成目標に即して適切に運用されていると判断できます。

基準Ⅱ-5 他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-5を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-5-1 他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。

- ・コミュニケーション能力育成を目的とした科目の中で、他の医療職およびクライアントとのコミュニケーションが重視されていることを確認する。

専門職連携の視点を重視し、他の医療職およびクライアントとの円滑なコミュニケーション能力の育成が、教育の重要な柱として位置づけられています。具体的には、1年次では「生命倫理」「哲学」「教育学」「社会学」などの教養科目を通じて人間理解や社会的関係性に対する多角的な視点を養い、対人関係の基礎的素養が涵養されています。2年次では「リーダーシップ論」「チーム医療論」「ソーシャルスキル論」を通じて、多職種連携や医療場面での対話・協働に必要な実践的スキルが育成されています。さらに、臨地実務実習や地域住民との交流プログラムでは、クライアントと直接向き合う体験を重視し、信頼関係の構築に不可欠な傾聴力・表現力・態度の涵養が図られています。

基準Ⅱ-6 リハビリテーション分野の人材育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用されていること。また、インターシップ、客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-6 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-6-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

- ・授業の内容および方法等が、専門職大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
- ・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
- ・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

全授業科目について、目的・内容・到達目標に応じて授業形態（講義、演習、実習など）と指導方法が選択されており、一貫性のある教育が実施されています。シラバスには、目的・達成目標・授業計画・授業形態・評価方法等が記載され、履修要項や学内ポータルを通じて学生に周知されています。さらに、初年次ガイダンスや履修指導を通じて教職員からの説明も行われています。

以上から、授業科目の区分、内容および到達目標に応じて授業形態と学修指導方法が採用され、授業の方法や内容が学生に周知されています。ただし、授業区分「演習」がどのような授業形態であり、どのような能力の獲得を目指すものなのかについては、学生に分かるように明示する必要があります。特に、授業外学習時間との関係についても学生に説明する必要があります。

アクティブ・ラーニングについては、「2025 年度アクティブ・ラーニング根拠資料」において実施比率が示されており、1 年次から段階的に比率が高まる構成となっています。これにより、学生がアクティブ・ラーニングによる学びを深めていくことが期待されます。

Ⅱ-6-2 インターンシップや客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

- ・インターンシップの実施状況およびリハビリテーション分野関連機関からの客員・外部講師の招請状況を確認する。

和歌山市や近隣地域の医療機関・福祉施設と連携し、臨地実務実習の前段階として位置づけられる地域実習が学生全員を対象に実施されています。これは、地域におけるリハビリテーションの役割や現場理解を深め、実習への意識を高める機会となっています。さらに、臨床現場の専門職や地域活動に携わる実務家を外部講師として招き、専門分野の授業等において実務に即した講義が行われています。これにより、学生は最新の医療・福祉の動向を学ぶとともに、職業的ロールモデルとの出会いを通じて将来像を描く契機を得ています。

以上から、大学内部と外部現場を結びつけた教育上の工夫が行われているとともに、和歌山市や近隣地域への貢献に特色があります。

Ⅱ-6-3 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が、8週、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が行われている場合には、それらの実施状況を確認する。

前学期・後学期がそれぞれ15週の授業期間で構成され、定期試験、追再試験、見学実習等を含めて35週間が確保されており、「1単位＝45時間の学修時間」という大学設置基準に基づき、単位の実質化が図られています。

1単位45時間を前提としてカリキュラムが編成されていることを、シラバスにも1単位45時間の学修計画が明示される必要があります。自己評価書には「各授業では、シラバスにおいて授業内活動に加えて、事前学修・事後学修の内容および時間数を明示しており、全体で必要な学修時間を確保する設計となっている。」と記載されています。しかし、実際のシラバスでは、学修時間を明記しているものと、単位数のみを記載しているものが混在しており、1単位45時間のうち授業時間（90分×15回＝22.5時間）を除いた残り22.5時間の授業外学修がどのように担保されているのか確認できません。授業外学修を促す措置がシラバスに明確に示されることが求められます。

CAP制については、学生便覧（p. 30）に「各学期の履修登録単位数の上限は25単位」と記載されています。ただし、当該学期の直前の学期のGPAに基づいて単位数の上限が変更されます。

Ⅱ-6-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
- ・科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

社会人入学については、既習科目の履修免除に関する規程が作成されており、両専攻で7名（理学療法学専攻3名、作業療法学専攻4名）が在籍しています。担任教員と教務スタッフが連携して面談や履修相談を実施し、進路や生活背景に応じた対応を行うなど、学士入学者や社会人経験者など、多様な学修歴・職業歴を有する学生に配慮した学修支援が行われています。「令和6年度卒業社会人入学者アンケート結果報告書」（回答者1名）では肯定的意見が確認され、社会人入学者への支援が一定の成果をあげていることが窺えます。

留学生の在籍はありませんが、社会人経験者への支援の経験を基盤として、多様な背景を持つ学生に公平かつ実効性のある学修機会を保障する教育体制が整備されています。

基準Ⅱ-7 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-7を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-7-1 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づき、成績評価基準が策定されています。これにより、教育課程を通じて育成すべき能力が評価基準と連動する形となっています。具体的には、ディプロマ・ポリシーとの対応項目を明記し、定量的評価だけでなく、実技・態度・思考過程などの学修成果を多面的に評価できるよう工夫されています。

S (90 点以上)、A (90～80 点)、B (80～70 点)、C (70～60 点)、D (60 点以下) で、A～C が合格、D が不合格です。GPA 制度も導入されており、学生が主体的かつ充実した学修効果をあげることが期待しています。

以上から、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位認定が行われているものと判断できます。

Ⅱ-7-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

- ・ 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

成績評価の透明性と納得性を高めるため、各授業科目における評価基準・方法・配点の内訳は、入学時ガイダンスや授業開始時に学生へ周知されています。

自己評価書には「すべてのシラバスには、評価項目（定期試験、課題提出、実技試験、授業態度など）とそれぞれの配点比率が具体的に記載されている。」とありますが、実際には「主に定期試験と課題発表にて判断する。」「平常の小テストを参考とし、期末試験で評価する。」など、配点比率が明示されていない科目も見受けられます。また、「レポート課題 (100%) で判断する。」と記載されている科目についても、評価の指標となるルーブリックが示されておらず、学生がどのような能力の修得を求められているのかが分かりにくい状況です。

經常費補助金交付に資するシラバスに求められる項目（授業概要、到達目標、到達目標と DP の関連、具体的なスキル水準、科目間の前後関係、授業方法、アクティブ・ラーニングや ICT の活用、評価方法・評価割合など）と比較すると、この専門職大学のシラバスは目的・達成目標・評価方法・留意点に集約されており、評価基準が明確に示されていないシラバスも散見されます。

また、この専門職大学のシラバスでは、目的、達成目標、評価方法、留意点に集約されており、学修成果の評価が具体的な取組として示されているのか疑義が生じます。さらに、最近のシラバスでは①予習・復習、②オフィスアワーの明記が求められていますが、これらの記載が見当たらないため、改善が望まれます。

以上から、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていると判断できますが、シラバスについては、教員間の差があり、改善が望まれます。

Ⅱ-7-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

- ・ 学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- ・ GPA (Grade Point Average) 制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
- ・ 個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

各教員がシラバスに明示された評価方法・配点に基づいて評価を行い、提出された成績データは、教務課が一次確認を行った後、教務委員会で学則および評価基準への適合性を確認しています。不自然な成績分布や評価配点の不整合がある場合には、委員会で修正や再確認が求められる体制が構築されている。また、GPA の著しい乖離や科目間での評価ばらつきに関しては、進級判定会議を通じて確認と指導が行われ、恣意的な評価の排除と単位認定の妥当性確保に資する措置が講じられています。

なお、成績評価に関する資料には非開示が必要な情報が含まれる場合がありますが、説明責任を果たす観点から、個人が特定されないよう配慮した資料の作成が望まれます。

Ⅱ-7-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

成績評価の透明性と妥当性を確保するため、成績評価に関する異議申立て制度が設置されており、「成績に関する異議対応の権限・手続き」において、異議申立ての受付窓口、受付後の対応手順、様式等が定められています。

しかし、異議申し立て制度の要項は確認できましたが、学生便覧には異議申立て制度に関する記載が確認できず、学生への周知方法が明確ではありません。また、同資料の第5条には「不服申立書を学部長又は研究科長あてに提出する」と記載されていますが、当該大学に「研究科長」という役職が存在するかについては、ホームページの「教員情報」「成長を加速させる教員」および「教員名簿」を確認した限りでは確認できません。この点について、制度文書との整合性を確認したい事項です。

あわせて、異議申立ての件数、申立て内容およびその対応状況についても確認したい事項です。また、成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）の保存期間や保存方法を定めた規程の有無についても確認したい事項です。

Ⅱ-7-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定に関する規定が法令に従い定められていることを確認する。
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況についても確認する。

他の大学・短期大学・専門学校等で修得した単位を適切に取り扱うため、既修得単位の認定に関する規定が整備されており、学則および「単位認定に関する内規」にその詳細が明記されています。内容等が相当すると認められる場合には、学則の範囲内（原則30単位を上限）で単位認定が可能とされています。現時点では対象者はいませんが、他大学等で修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する制度が整備されています。

基準Ⅱ-8 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-8 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-8-1 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。

- ・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

卒業要件は、学生便覧に掲載されており、ディプロマ・ポリシーに基づき組織的に定められており、専門職基礎科目、職業専門科目、展開科目、臨地実務実習、総合科目を段階的に履修し、所定の単位を修得することが卒業要件となっています。卒業要件の構成および各科目群の配置と位置づけは、カリキュラム・マップや科目ナンバリングを通じて体系化されており、必要に応じて教務委員会および各専攻会議での審議を経て策定・継続的に見直しが行われることとされています。

Ⅱ-8-2 卒業要件が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

卒業に必要な履修科目・単位数・配当年次などの卒業要件は、学生便覧や履修要項等を通じて学生に周知されています。各年次の履修指導・ガイダンスにおいて教員から説明が行われるほか、「学修支援システム」において履修状況や卒業要件の進捗が可視化され、学生が自ら到達状況を把握できる環境が整備されています。また、学年担任制のもと、定期的な個別面談や成績相談を通じて、選択科目や必要単位数、履修順序に関する助言が行われ、卒業要件の誤解や履修漏れが生じないよう配慮されています。

Ⅱ-8-3 卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。

- ・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業認定のためには、定められた単位数（137 単位）の修得に加えて、各科目の成績評価において一定の基準を満たす必要があるとされています。これらは履修要項および学生便覧に明記されており、成績入力・GPA 評価・必修単位の修得状況等については、教務課と教員によるダブルチェックにより確認される体制が整備されています。また、卒業認定は教務委員会および教授会の審議を経て決定されており、組織的な合議により透明性と公正性が担保されています。

しかし、自己評価書に記載されている「卒業認定のためには、定められた単位数（137 単位）の修得に加えて、各科目の成績評価において一定の基準を満たす必要がある。」との記述における「一定の基準」の具体的内容については、提出資料から確認できません。また、「臨地実務実習や最終年次の評価においても、厳格な基準のもとで認定が行われる。」との記述における「厳格な基準」についても、基準の内容や判定方法が明示されていません。

基準Ⅱ-9 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

【評価結果】 基準Ⅱ-9 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-9-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

- ・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
- ・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

産業界・地域社会と連携する体制が整備され、教育課程の開発・開設が産業界・地域社会と連携しつつ進められています。教育課程連携協議会は、教育課程の編成に関する議論が行われています。これにより、協議会を通じたカリキュラム改善、高齢化や防災など地域課題に対応する科目や文化体験型科目の設定、地域に貢献できる専門職人材の育成体制について確認できました。また、和歌山（紀州）独自の教育課程編成が行われています。

さらに、「地域健康支援の現状と課題」「地域防災論」、地元の歴史や文化を学修する「ふるさと・紀州学」（展開科目）など、地域社会と連携した教育課程の編成状況や、地元高校との連携事例についても確認できました。

Ⅱ-9-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的開催され、機能していること。

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

教育課程連携協議会は、年 1 回開催されています。構成員は、学外者 6 名（職業 2 名、地域 1

名、協力2名、その他1名)、学内者3名で適切な構成です。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅱを満たしている。**」と判断します。

領域Ⅱの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 和歌山市や近隣地域の医療機関・福祉施設と連携した地域貢献に特色があります。

【改善が望ましい点】

- 現行のシラバスでは、十分な情報が盛り込まれておりませんので、改善が望まれます。
- シラバスの記述が教員によって差があり、「シラバスの作成方法」に則して作成されていることを、組織的に検証することが望まれます。
- 成績評価に対する異議申し立て制度について、学生便覧に記載し、学生に周知を図ることが望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等を展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切な構成となっていること。
・教育研究実施組織が、専門職大学の目的と整合性があることを確認する。

専門領域ごとに教育・研究・臨床経験を有する専任教員および実務家教員が配置されており、基礎医学・臨床医学・リハビリテーション学・地域リハビリテーション等の分野を網羅した構成となっています。教育課程に応じて、講義・演習・実習指導に適任の教員が配置されています（各教員の教育研究業績については、別紙4「教育研究実績票」により確認）。

以上から、教育研究実施組織は、この専門職大学が担う使命を遂行するために適切な構成となっています。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の基幹教員を配置していることを確認する。
・必要基幹教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹教員）を配置していることを確認する。
・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第三十五条が定める数以上配置されていることを確認する。
① 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
② 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

専門職大学設置基準によれば、健康科学部リハビリテーション学科には20名の専任教員が必要とされています。この専門職大学に求められる「実践力の高い専門職人材の育成」を実現するため、当該学科には博士号取得者や研究業績を有する専任教員11名に加え、病院・介護施設・地域支援分野等での実務経験を有する実務家教員10名が配置されています。授業担当の配置についても、特定の教員に負担が偏らないよう、教務委員会等で調整・確認が行われています。FD活動を通じた教育力向上の支援や、科研費等の獲得・学会発表を奨励する研究支援体制も整備されています。

一方で、自己評価書の「改善を要する点」には「教員数は最小限の体制で運営されている。」との記載があり、教員数の変動は必ずしも大きくはありませんが、令和6年度文部科学省設置計画履行状況等調査においては、指摘事項（是正）「多くの専任教員が就任辞退又は辞任していることから、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編制のため、策定した定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めつつ、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。」が付されています。

授業科目の担当状況、常勤・非常勤教員のバランス、教員組織の安定性に関する課題については、原因分析および改善策の検討が望まれます。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・教育研究実施組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制および審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・教授会等の規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

大学運営に関する重要事項は、最高審議機関である大学運営会議で審議されており、さらに教育研究活動の適正な運営と質の確保を図るため、学則および学内規程に基づき拡大教授会（学長が議長）が設置され、教育研究に関する重要事項が審議・決定されています。教育研究における責任の所在は、専攻長および各委員会委員長に置かれており、意思決定プロセスにおける責任体制が構築されています。

自己評価書に記載されている「教育と研究のPDCA サイクル（計画→実行→確認→改善）が組織的に運用されている。」との記述に関する具体例については、分析観点V-1-1において分析します。

基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

教員は教育課程の企画・運営、学生指導、研究活動を担い、事務職員は教務、学生支援、財務、総務等の実務を担当し、教員と事務職員が協働する常設委員会（教務委員会、学生委員会、FD委員会、研究倫理委員会等）が設置されています。日常的な打ち合わせや情報共有、新任職員研修、FD/SD 合同研修等を通じて相互理解と専門性向上を図る仕組が整備されています（令和7年度FD/SD研修会へのZoom参加者は、教員8名、職員5名）。

令和6年度文部科学省設置計画履行状況等調査では、「研究環境の整備が不十分であるため、研究予算の編成・執行・管理や研究倫理に関する学内規程の整備を令和7年度中に確実に行うこと」との指摘事項（是正）が付されています（健康科学部リハビリテーション学科）。この指摘事項への対応状況について、研究倫理委員会の運営規程、構成メンバー、会議議事録（2021～2024年度）、および学内から提出された研究倫理審査の内容が理解できる資料を確認しました。研究倫理委員会は、学内者のみで構成されていましたが、当機構の指摘により、2026年3月中には研究倫理委員会規程を見直して、外部学識経験者を加えるように改訂が進められています。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。
・SDの実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

FD/SD研修会は、1年に4～7回開催され、合理的配慮やハラスメントなどがテーマとなっています。しかしながら、この分析観点では、管理運営に従事する教職員の能力向上に寄与するスタッフ・ディベロップメント（SD）が、これまでどのような方針で、どの程度実施され、どのような効果を上げてきたかを確認することが求められています。

自己評価書には「職員の業務遂行能力の底上げと教職連携の強化が実現している。」あるいは「SD活動は、各部署や委員会からの要望や課題に基づき企画・実施されている。」と記載されていますが、その具体例を示す資料や企画・実施の状況を確認できる資料等は提出されていないため、確認できません。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅲを満たしている。**」と判断します。

領域Ⅲの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 授業科目の担当状況、常勤・非常勤教員のバランス、教員組織の安定性に関する課題については、原因分析および改善策の検討が望まれます。
- FD/SD研修会は、組織的に企画・実施されることが望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅳ 学修環境

基準Ⅳ-1 学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

文部科学省はアドミッション・ポリシー（AP）について、「ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、『学力の3要素』を念頭に置き、入学前にどのような能力を身に付けた学生を求めるのか、入学後にどのような能力を身に付けられる学生を求めるのかを具体的に示すこと。また、アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を活用し、それぞれをどの程度の比重で扱うのかを明示すること。」としています。しかしながら、この専門職大学のアドミッション・ポリシーは、入試要項（p.2）、ホームページ、学生便覧（p.3「育成する人材像」）の間に内容に相違が見られ、必ずしも整合的には示されていません。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づいて実施されており、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校・公募制）、一般選抜、社会人選抜等の複線的な方式を設け、多様な背景を持つ志願者に対応しています。選抜に関する評価基準や実施手順は明文化され、入試担当教職員への事前研修を通じて、公正性・透明性が確保されています。合否判定は選抜委員会および教授会での最終確認を経て決定されており、組織的な体制が構築されています。

以上から、入学者選抜方法は、入学者受入方針に概ね適合しており、公正かつ適正に実施されています。

IV-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む。）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに収容定員は160名ですが、2025年度の定員充足率は理学療法学専攻75%、作業療法学専攻41%となっており、両専攻とも学則に定める収容定員を下回る在籍者数となっています。特に、作業療法学専攻において、収容定員を大幅に下回る傾向が開学以来続いています。

令和6年度文部科学省設置計画履行状況等調査においては、「教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること」との指摘事項（是正）が付されており、全学的な取組の強化が求められています。2024年度には、オープンキャンパスが開催（22回）され、来学者アンケート調査の分析が行われています。

IV-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに入学定員は40名ですが、2021年度から2025年度までの入学定員充足率は、理学療法学専攻では70%、110%、68%、60%、85%、作業療法学専攻では15%、78%、48%、38%、35%と推移しています。理学療法学専攻の2022年度(110%)を除き、両専攻とも入学定員未充足の状態が継続しています。特に作業療法学専攻において、未充足の傾向が顕著です。

自己評価書には「高校や地域への広報強化、既存の学生や卒業生を活用したプロモーション、オープンキャンパスの工夫など、募集戦略をブラッシュアップしている。」と記載されていますが、具体的な取組内容や、それぞれの成果については提出資料から確認できません。

基準IV-2 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

【評価結果】 基準IV-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。

- ・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

教育研究活動を実施するための施設・設備は、専門職大学設置基準および関係法令（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等）に基づき整備されています。講義室、実習室、図書室、学生ラウンジ、教員研究室は、各専攻の教育課程に対応する形で設置されており、理学療法・作業療法の実技訓練、臨床推論演習、グループディスカッションなど多様な教育手法に対応できる環境が整えられています。図書室は、9時～17時30分まで利用可能であり、有効に活用されています。また、教育上必要な資料（図書室の書籍・雑誌の蔵書数や資料の整備状況）についても整備されています。

以上から、教育研究に対応した施設・設備は概ね適切に整備されているものと判断します。

IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。
- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

校舎はバリアフリー対応を基本とした設計となっており、スロープ、手摺、エレベーター、障害のある者対応トイレが各フロアに設置されています。非常口、避難経路図、避難器具等が整備されており、教職員・学生向けの災害対応マニュアルも作成されています。定期的な避難訓練の

実施により、防災意識の向上が図られています。掲示板には和歌山市の防災マップが掲示され、図書室入口には AED が配備されています。これらの安全対策は、事務職員および学生委員会が中心となって定期的な点検や改善に努めており、学生からの意見を反映する仕組みも整備されています。

自己評価書には「学生からの意見を反映する仕組みも整備している。」と記載されていますが、学生から寄せられた具体的な意見や、それに対する改善の取組状況については提出資料から確認できませんでした。

IV-2-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

ICT 環境として、学内 Wi-Fi、プロジェクター、各教室への PC 配置、オンライン授業に対応する配信設備等が整備されており、教員・学生双方が活用しています。全館に無線 LAN が整備され、教育用 PC 教室や各実習室にはプロジェクターや高解像度ディスプレイ、実習記録のデジタル化に対応した端末が設置されており、講義・実技を問わず ICT を活用した教育が行われています（活用状況については訪問調査時に確認します）。また、出席管理・履修管理・成績管理などを一元的に行う学内ポータルシステムが運用されています。

これらの ICT 環境を維持・管理するためのメンテナンス体制やセキュリティ管理（担当者、管理方法、点検頻度等）については提出資料から確認できませんでした。また、自己評価書には「今後はシステム連携や情報リテラシー教育の強化を通じて、さらに活用の高度化を図る予定である。」と記載されていますが、現在の課題や高度化の具体的な計画についても確認できませんでした。

IV-2-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

- ・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

複数の自主学習スペースや情報処理語学学習室が設置され、自由利用制で利用できる体制が整えられています。定期試験の 1 ヶ月前から試験期間中までは、放課後 20 時まで自習室が利用可能であり、学習目的に応じた柔軟な活用が行われています。通常の教室や一部の演習室・実習室についても、教員の許可のもとで授業時間外の利用が可能とされ、特に国家試験直前期には開室時間の延長や土曜開放が行われるなど、弾力的な運用がなされています。これらのことから、教育設備等の授業時間外使用による自主的学修環境が整備され、一定程度活用されていると判断します。

一方で、自主学習スペースの利用が「試験前の限られた期間のみ」と解釈できる記述も見られます。また、自習室や図書室の休日利用（土・日・祝日）はできません。

さらに、提出された学生アンケート結果は令和 6 年度卒業生アンケート結果報告書であり、在学生を対象とした「自主的学修環境の整備状況」に関するアンケート結果は提出されていません。

基準Ⅳ-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅳ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。
・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。

年度当初には、学長を中心とした大学運営会議において、教育研究に直結する施設・設備関連費用の予算が部門別に編成されています。各専攻からの要求をもとに、教育の到達目標や授業計画との整合性を踏まえて必要経費を見積もり、予算化するプロセスが設けられています。執行にあたっては、会計規程に基づき、執行責任者および事務局会計担当者による二重確認体制が取られており、使途の適正性と透明性が確保されています。

年度末には執行実績の報告が行われ、次年度予算へのフィードバックが実施されることで、教育研究環境の維持と改善が図られています。また、施設・設備の維持更新についても継続的な予算措置が講じられており、急な修繕や新規機器導入が必要となった場合には、予備費や補正予算による対応が可能な体制が整えられています。

以上より、事業活動収支予算書および資金収支計算書等から確認でき、教育研究活動を支える施設・設備の運用に必要な予算が適切に配分され、経費が執行されています。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。
・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

施設・設備の管理は事務部を中心に行われており、学科長、各専攻長、教員、教室の管理責任者との連携のもと、日常的な設備点検、備品管理、修繕対応、年度ごとの設備更新計画などが体系的に実施されています。設備の使用状況や修繕履歴は台帳により記録・保管され、必要に応じて関係部署と共有されています。

以上から、施設・設備の管理運営組織は適切な規模と機能を有しています。また、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められている教育上必要な物品も常設されていることを確認しました。

基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。
・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

学年担任制度が導入され、履修登録時の指導や進級状況の確認、国家試験対策に関する学修助言を定期的に行っています。成績不良の学生に対しては、成績評価後に個別面談を実施し、履修計画の見直しや補習、再履修のサポートを行っています。また、社会人経験者など多様な背景を持つ学生に対しては、教務委員が連携し、初年次教育の中で基礎学力補強や学習習慣の定着支援に取り組んでいます。相談窓口としては、学年担任および学生委員会が日常的な学習・生活相談に応じ、必要に応じて教員や外部専門家との連携も図られています。

IV-4-2 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。

- ・履修上特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・履修上特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

障害のある学生への対応については、「障害・特別支援対象学生の相談・支援手続き」「授業や試験で配慮が必要な学生への対応方法」により、事前申告・相談体制を整え、入学時点から教務課および担任教員を中心に個別支援計画を策定し、授業方法・試験方法・座席配置・レポート形式等の合理的配慮が実施されています。

留学生については、将来的な受入を見据え、多言語対応資料の整備や学修用語の簡素化など、受入体制の構築を進めているとされています。また、精神的・身体的な健康に課題を抱える学生、家庭の事情や就業との両立を図る学生など、多様な背景を持つ学生に対しても、教職員間の連携のもとできめ細かな支援が行われ、必要に応じて専門機関との連携も図られています。

以上から、障害のある学生、留学生、特別な支援を必要とする学生への学修支援体制が一定程度整備されていると判断します。

リハビリテーション教育評価機構による教育評価認定審査結果（令和7年4月）において、両専攻とも適合とされ、特に作業療法学専攻では「学生生活継続のための柔軟な経済的支援が評価される。」との評価を得た旨が記載されています。

基準IV-5 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-5-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績。
- ・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績。

学生の生活面・経済面の支援については、事務部と各学年担任教員が中心となり、奨学金の申請・給付支援、生活上の困りごとに関する個別相談、健康面の助言などを随時受け付けています。経済的困窮者に対しては、日本学生支援機構の奨学金や授業料減免制度に加え、大学独自の支援策も行われています。進路支援については、就職支援室が整備され、就職委員（教員）が学生の就職活動をサポートしています。これらの支援体制は、学生便覧や学内ポータル等を通じて周知されています。

しかしながら、「学生支援課・就職支援室の組織配置と役割」の資料には「就職委員会」が記載されていますが、学則第39条（委員会）には就職委員会の記載がありません。

IV-5-2 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

- ・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

「ハラスメント防止に関する規程」に基づき、学長直轄のハラスメント対策委員会が設置され、対策・防止のための方針立案、教育啓発、相談対応の体制が整備されています。相談窓口は複数設けられており、学生・教職員を問わずアクセスできる体制となっています。相談者や被害者の

プライバシー保護については、相談内容に関する守秘義務を厳守する旨が明文化されており、報復防止措置についても明確に規定されています。必要に応じて学外の専門家（弁護士・臨床心理士等）との連携も可能な体制が整えられており、第三者による公正な判断が確保される仕組みとなっています。また、ハラスメントの未然防止を目的とした啓発講習や新任教職員向け研修も実施されています。

以上から、各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が整備されています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅳを満たしている。」と判断します。

領域Ⅳの基準について

【優れた点】

○ 特にありません。

【特色ある点】

○ 特にありません。

【改善が望ましい点】

○ 特にありません。

【改善を要する点】

○ 特にありません。

領域Ⅴ 内部質保証

基準Ⅴ-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。

【評価結果】 基準Ⅴ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究活動等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

学長を責任者とし、FD 委員会が学生の授業評価アンケート調査を行い、その調査結果と分析に基づき、授業の教育効果を高めるために教員の教育技能の向上および能力開発を図っています。教務委員会がシラバス・試験・成績評価の点検を行い、次年度の教育改善に活用しています。カリキュラム全体の点検として、各科目の学修成果や進級率・国家試験合格率などの指標をもとに、定期的な見直しが実施されています。

上記の記述は自己評価書に基づいたものですが、2025 年度各種委員会名簿（分析観点Ⅲ－1－1）では、FD 委員長は学長ではなく大泉英次氏、教務委員長は岡橋さやか氏、認証評価担当も岡橋さやか氏と記載されており、自己評価書の記述と委員会名簿の間に不一致が見られます。また、自己点検・評価委員会については委員長が明示されていません。

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

教育活動の実施状況および成果を定期的に把握・分析し、継続的な改善につなげるため、自己点検・評価の実施体制の整備と評価項目の設定を行い、客観的なデータ（進級率・留年率・退学率、国家試験合格率、就職率、履修登録数など）に基づく検証を行っています。自己評価書には、「分析結果は年度末に『自己点検・評価報告書』として取りまとめ、学内共有およびホームページで公開するとともに、外部評価にも活用している。」と記述されていますが、提出された根拠資料・データは「教員資格及び教育内容等の自己評価書」（2023 年度・2024 年度、両専攻）のみであり、これは教員個人の自己評価書であって、組織としての自己点検・評価報告書ではありません。また、『自己点検・評価報告書』は、この専門職大学のホームページでも確認できませんでした。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

この専門職大学における学生の学修成果を適切に評価し、教育目標を達成するための基準を定めることを目的として、アセスメントポリシーが定められています。自己点検・評価の結果をも

とに改善が必要とされた事項については、対応方針と実施計画を策定し、計画的な教育改善活動が実施されることとなっています。ただし、この専門職大学は設置されて間もないため、具体的な改善事例（改善項目、対応方針、実施計画、実施内容、検証結果、次年度への反映状況）が確認できる段階には達していません。

基準 V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。

【評価結果】 基準 V-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

- ・専門職大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

学校教育法施行規則第七十二条の二が定める教育研究活動等に関する情報は、ホームページの「情報公開（教育情報）」において公表されています。公表内容については、法令に基づく項目が概ね整備されています。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。

- ・教育研究等の情報の公表に対する社会の反応を分析して、改善・向上に資する体制を確認する。
- ・その体制が機能した事例を確認する。

外部委員を含む教育課程連携協議会では、地域医療機関・福祉施設・自治体関係者からの意見を継続的に聴取されています。臨床実習における指導内容や人材ニーズに関するフィードバックは、教育内容の見直しや実習指導法の改善に活かされる体制となっています。ただし、この専門職大学は設置されて間もないため、具体的な改善事例（改善項目、対応方針、実施計画、実施内容、検証結果、次年度への反映状況）が確認できる段階には達していません。

基準 V-3 専門職大学（リハビリテーション分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、リハビリテーション関連の学術的研究、リハビリテーションに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

【評価結果】 基準 V-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、リハビリテーション関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等の際し、職階ごとに求める教育上、研究上または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の任用にあたっては、教員選考および昇任等に関する規程に基づき、①リハビリテーション分野における教育経験・実務経験、②学会発表・論文・著書等の研究実績、③チーム医療・地域連携・専門職連携教育等への貢献度を客観的に評価しています。特に、専門職大学として「実務家教員」の任用を重視し、臨床や地域での豊富な実績を有する教員を積極的に配置しています。

設置間もないため、これまでは文部科学省の教員審査に基づき職位が決定されてきましたが、今後はこの専門職大学として独自に判断する必要があります。

V-3-2 専任教員について、教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われているか。

- ・教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

教員資格および教育内容等の自己評価が実施され、教員自身が教育目標の達成状況、指導法の工夫、課題点などを自己評価する機会を設けられています。学期ごとに実施される授業評価アンケート結果は教務委員会およびFD委員会で集計・分析され、全専任教員へフィードバックする体制が確立されています。これらの情報はFD研修（年2回）等を通じて組織的に共有・活用されています。

V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

FD・SD合同研修会として、原則として年2回実施されています。FD活動については、①FD委員会による学生授業評価アンケート調査（毎年度前期・後期に実施し報告書を作成）、②特色ある教育方法の開発研究（授業・実習実践を踏まえた新たな教育方法の開発研究を紀要に掲載）を主要な柱として実施されています。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者の役割分担について確認する。
- ・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
＊スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅲ-3で確認する。

この専門職大学は、Teaching Assistant を含む教育支援者・教育補助者は置いておりません。

以上の内容を総合して、「領域Ⅴを満たしている。」と判断します。

領域Ⅴの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 自己評価書の記述と委員会名簿の間に不一致があり改善が望まれます。また、自己点検・評価委員会については委員長名の明示が望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

Ⅲ 意見申立ておよびその対応

この分野別認証評価報告書に対して、和歌山リハビリテーション専門職大学からの意見申立ては、ありませんでした。

【別紙】分野別認証評価委員会

令和7年度 和歌山リハビリテーション専門職大学の評価チーム

氏 名	経 歴
○田畑 稔	東京保健医療専門職大学 教授
川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構 代表理事
河盛 隆造	順天堂大学大学院医学研究科 特任教授
佐藤 和彦	元東京都立松原高等学校 校長
田頭 勝之	高知リハビリテーション専門職大学 教授 リハビリテーション学科長
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
野田 文香	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授

○は評価委員会委員長

事務局：一般社団法人専門職高等教育質保証機構 杉田 直子

IV 参考資料

1.大学の概要

概 要					
大学名	学校法人響和会 和歌山リハビリテーション専門職大学				
所在地	〒640-8222 和歌山県和歌山市湊本町3丁目1番地				
設置学部・学科・コース等の情報				(令和7年 5月1日現在)	
学部・学科・コース等の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学士（専門職）	120	11	6	リハビリテーション分野	専門職大学設置基準、 理学療法士及び作業療 法士法施行令
健康科学部 リハビリテーション学科 作業療法学士（専門職）	66	10	4	リハビリテーション分野	専門職大学設置基準、 理学療法士及び作業療 法士法施行令

2.大学の目的・目標

特 徴
和歌山リハビリテーション専門職大学は、南近畿地域で初めてリハビリテーション分野に特化した専門職大学として創設された。理学療法学専攻と作業療法学専攻を設置し、実践力を備えた専門職の育成を目的に、体系的かつ段階的な教育課程を構築している。 本学の大きな特色は、授業の約3分の1が実技・実習で構成されている点にある。1,000時間を超える臨地実務実習を段階的に行うことで、学生は実際の現場に即した専門的能力を身に付けることができる。また、急性期病院やリハビリテーション専門病院、地域クリニックなどで豊富な経験を有する実務家教員が多数在籍し、理論と実践を融合させた教育を展開している。 授業は少人数制を基本としており、学生一人一人に応じたきめ細かな指導を可能としている。さらに、「地域防災論」や「ふるさと・紀州学」など、地域に根ざした科目を積極的に取り入れ、地域社会に貢献できる人材の育成にも注力している。 開学当初より地域との連携・協働を重視し、和歌山市との包括連携協定のもと、地域住民を対象とした健康支援活動や公開講座、地域実習などを展開している。こうした取組により、本学は地域包括ケアシステムを担う専門職の養成に貢献し、実践力・創造力・地域貢献力を兼ね備えた専門職業人を育成する大学としての特色を確立している。

目的・目標
本学は、専門職大学制度の理念に基づき、実践的かつ創造的な教育研究を通じて、高度な専門的知識と技能、豊かな人間性と高い倫理観を備えた理学療法士および作業療法士を育成し、地域社会の保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的としている。 本学では、学生一人一人が主体的に学び続ける姿勢と探究力を備え、地域の課題を発見・解決できる力を育むことを教育の根幹に据えている。さらに、地域包括ケアシステムを支える専門職業人として、チーム医療や多職種連携に必要な知識・技能・態度を体系的に修得する教育課程を編成している。 教育目標としては、基礎から応用、実践に至る段階的な学修を通じて、①高い倫理観とコミュニケーション力、②専門職としての高度な知識と実践力、③地域貢献を志向した課題解決力、④自己研鑽と継続的成長への意欲、を備えた人材の育成を掲げている。

3 領域ごとの自己評価結果概要

領域Ⅰ

本学は、専門職大学制度の趣旨に則り、理学療法士および作業療法士として必要な高度な専門知識と実践的技能、倫理観と豊かな人間性、そして地域社会に貢献する力を備えた専門職業人の育成を目的としている。この目的は学則や大学ホームページ等で明示され、教育課程の編成、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに明確に反映されており、大学全体において共通理解が図られている。教育課程は初年次から段階的に学修成果を積み上げる体系で構成されており、臨地実務実習や卒業研究を通じて、理論と実践の統合的な学びが可能となっている。また、実務経験を有する教員による指導や地域と連携した教育活動が学修の質を高めており、国家試験合格率や就職率などの指標からも学修成果の妥当性・信頼性が確認されている。授業評価やFD活動に基づく継続的な改善、進路支援体制の整備、実習指導者・卒業生・地域関係者との連携により、教育の質保証体制も機能しており、専門職大学として求められる目的・目標および学修成果の実現が図られていると自己評価している。

領域Ⅱ

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを明確に設定し、地域と連携した教育活動を展開している。講義・演習・実習を段階的に配置し、リハビリテーション専門職に求められる知識・技能・態度を体系的に修得できるよう配慮されている。また、臨地実務実習を重視し、地域医療機関と連携した実践教育を実施しており、地域の課題に対応可能な人材育成を推進している。成績評価、学修成果の可視化、学位授与のプロセスにおいても、公正性と整合性のある制度が整備されている。

領域Ⅲ

本学では、専門職大学の使命である「実践力と理論を兼ね備えた専門職人材の育成」を実現するため、教育・研究・実務の各分野において十分な知識・経験を有する教員を、理学療法学専攻・作業療法学専攻に21名の専任教員を配置している。教員と事務職員の適切な役割分担と連携体制が整備されており、大学運営会議、拡大教授会および各種委員会を中心に、教育研究活動を推進・支援する運営体制が確立している。また、FD・SD活動を通じて教職員の教育力・運営力の向上を図るとともに、実務家教員（10名）を中心とした地域連携教育へと展開している。

領域Ⅳ

本学では、専門職大学としての教育理念に基づき、学生が主体的に学び、成長できる学習環境の整備に注力している。講義・実習に必要な施設・設備は法令に準拠して整備されており、自習室やグループ討議室などの自主学習支援体制も構築されている。また、学生生活を包括的に支援するために、履修・生活・進路相談、経済的支援、ハラスメント防止体制など、学生支援の枠組みが組織的に機能している。特に、就職支援室の設置による進路サポートやICT環境の整備が進んでおり、安心して学べる環境の維持に努めている。

領域Ⅴ

本学では、専門職大学としての使命を踏まえ、教育研究活動の質を継続的に保証・向上させるための内部質保証体制を整備している。自己点検・評価を軸にしたPDCAサイクルを大学全体で共有し、授業評価や学修成果に関する定量的指標、学生や外部からの意見をもとにした改善活動が実施されている。また、教員任用の客観性やFD・SD活動の整備などを通じて、教職員の資質向上と教育体制の強化が図られている。

詳細は大学ホームページをご覧ください。

<https://wakayama.kyowa.ac.jp/information-disclosure/>